

神戸市スタートアップイベント企画・運営業務
仕様書

企画調整局 医療・新産業本部 新産業部 新産業課

1. 件名

神戸市スタートアップイベント企画・運営業務

2. 契約期間

契約締結の日から 2022 年 3 月 31 日まで

3. 業務目的

我が国は、本格的な人口減少・超高齢化社会に突入しており、2060 年には、9,300 万人と、現在から 3 割近くも人口が減少する見通しとなっている。こうした中、神戸市は、「魅力的な仕事の創出と産学連携による経済成長」というテーマを神戸 2025 ビジョンの一つ目の基本目標として設定し、様々な施策に取り組んでいる。これは、急激な人口減少・超高齢化社会に突入した我が国において、現在および将来の私たち市民の暮らしを支え、維持・向上するためには、経済成長が欠かせないためである。特に、神戸市では、将来を担う 25 歳～29 歳世代の就職に伴う転出超過は顕著であり、若年層にとって魅力ある仕事の創出が急務となっている。

このため、神戸市は 2016 年より、スタートアップの支援・創出を積極的に進めており、

・スタートアップ創業経験者がコンシェルジュとして、最適なメンターと支援事業を紹介する

「Global Mentorship Program」

・米国 VC、500 Global が年間 100 社を支援する起業家育成プログラム「500 Founder Academy」

・行政市場への参入率 50%超を誇る、オープンイノベーション事業「Urban Innovation KOBE」

等を実施してきた。こうした取り組みを受けて、大阪・京都とともに内閣府のスタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」として選定されている。

しかしながら、廃業率は開業率を上回る状況であり、働き甲斐と経済成長を両立させ、なによりも貧困や健康・福祉・教育といった様々な課題を解決するためには、さらに多くのそして、全ての関係者の参画を促し、神戸市同様にエコシステムの一員としてご活躍頂くことが必須である。

そこで、行政によるスタートアップの支援事業の結果、達成した成果・得られた知見を、広く「投資家を含む支援者」「自治体」「スタートアップ」「起業を志す層」に発信し、日本全域にわたる活発なエコシステムの構築を目指すべく、神戸市スタートアップイベントを開催することとする。

4. イベント概要

(1) イベントの目的

- ① 前述の支援施策を通じ成長したスタートアップに対し、発表の機会を提供すること
- ② 前述の支援施策を通じ得られた知見を、行政を中心とした支援機関に共有すること
- ③ ①および②を通じ、神戸(京阪神)を中心としたエコシステムへ、新たなスタートアップ・支援者の参入を促す

(2) イベント日時

日時: 2022 年 3 月中下旬での開催とする

方法: オフラインでの開催とする

ただし、一部登壇者・審査員については、オンラインでの参加を想定すること

(3) 参加者

投資家・スタートアップ支援者・自治体職員・スタートアップ・起業を志す層

200 名程度を見込むこと

(4) イベント会場

東京都内で開催すること。神戸市と協議し場所(渋谷や表参道など)を確定することとし、会場費用に加え会場に付随するモニター・音響・照明・机(ブース用や審査員用など)・演台・会場側オペレーター等の備品の費用は本見積の対象外とする。ただし、現地及びオンラインで参加することとなる登壇者・審査員に対し、前述の会場以外の設備・人員として必要となる音響・照明・映像などの機器およびオペレーターについては、見積の範囲内とすること。

(5) 業務内容

- ①イベントの企画・調整・運営・撤収
- ②イベントに関する広報
- ③成果物の作成
- ④その他

5. 業務委託内容

(1) イベントの企画・調整・運営・撤収

①企画・調整

- ・本イベントの方針策定や業務遂行にあたっては、神戸市と協議のうえ進めること。
- ・Urban Innovation KOBE(以下、UIK)に採択されたスタートアップが自治体および支援者向けにプレゼンする「GovTech ピッチ」、神戸市の指定する Global Mentorship Program および 500 Founder Academy を通じ神戸市が支援したスタートアップが参加しビジネスモデルとプレゼンの質を競う「スタートアップ・ピッチ・バトル」、一般参加者を含むすべての参加者による「ネットワーキング」から構成される内容で、イベントの名称を含めた企画・調整・提案を行うこと。尚、各コンテンツの内容に関しては、神戸市及び各事業の委託事業者との連携を行うこと。
- ・会場におけるピッチステージ・出展ブースについて提案すること。なお、スタートアップと支援者が交流できる「交流スペース」も設けること。
- ・その他、前述の目的の実現に沿った範囲内であれば、積極的な自由提案(例:首都圏のVCなどに案内する「フライヤー」・参加者同士のネットワーキング機会を増やす「WEB アプリ」など)も受け入れる。
- ・イベント当日まで準備を行う事務局を設置する。神戸市など関係各所との調整を行う。イベント開催までの期間は、本市と定期的な会議を設定すること。会議の議事録も作成し、会議後一週間以内に提出すること。
- ・すべての参加スタートアップは神戸市が指定することとなるが、それらに対し、必要に応じて個別の打ち合わせを行うほか、イベントの実施・運営方法に係る説明会を web 参加可能として行うこと。
- ・一部参加スタートアップは、英語でのプレゼンテーション・質疑応答となるため通訳者を用意すること。ただし、同時通訳である必要はない。神戸市の通訳者の利用についても協議可能。
- ・参加費は無料とする。

②設営・運営・撤収

- ・神戸市との協議により確定した企画に従い、会場での設営を行うこと。全体進行の管理や音響設備、映像機器操作、参加者受付、司会など、イベント当日の運営のために必要なスタッフの手配を行い、展示やプレゼンテーションを円滑に進められるように、適宜対応すること。
- ・総合受付を設置し参加者の受付を行う。イベント開催中は常時数名のスタッフが待機し、参加者の受付・誘導を適切かつ円滑に行うこと。
- ・当日のイベントを収録することとし、神戸市に納品すること。ただし、写真撮影は神戸市にて手配を行うため、本見積の範囲外とする。
- ・当日の円滑な運営のために必要な進行表及びブース配置図等を予め作成すること。

【参考:神戸市の想定するタイムライン・コンテンツ概要※】

	メイン会場(200名収容想定)	その他
14:00-15:00	開場・ネットワーキング	ブース展示・交流スペース
15:00-15:05	ライトニングトーク	
15:05-16:20	スタートアップ・ピッチ・バトル ・審査員紹介 ・神戸市選定企業12社によるピッチ ・審査員によるフィードバック	
16:20-16:30	スタートアップ・アワード ・スタートアップ・ピッチ・バトル 参加企業の表彰	
16:30-17:00	休憩・ネットワーキング	
17:00-18:25	GovTech ピッチ ・UIK 参加企業12社による事例発表 ・自治体職員とUIK 参加企業の パネルディスカッション	
18:25-18:30	クロージングセッション	
18:30-19:00	ネットワーキング	

※上記によらない内容・タイムラインでの提案も可とする。審査員の都合により、両者協議の上、スケジュールの調整を行う場合がある。

(2) イベントに関する広報

①WEB ページ

- ・イベントの概要、参加スタートアップの紹介、一般参加者に対する周知事項等、イベントに関する情報を一体的に掲載するWEB ページを構築し、運営すること。なお、サイトの構成やコンテンツ等については、受託者からの提案に基づき、神戸市が協議の上決定することとする。神戸市のホームページの利用についても協議可能。
- ・一般参加者の申込受付・参加票発行を行うこと。ただし、個人情報の取り扱いについては神戸市情報セキュリティポリシーを遵守すること。神戸市のホームページの利用についても協議可能。
- ・外部サービス等を利用し、閲覧数や流入経路、成約率や離脱率を計測できるようにすること。
- ・イベント終了後、イベントの様子を掲載すること。

②広報

- ・なお、本業務の情報発信は、受託者が実施する内容に加え、神戸市が運営するSNS(Facebook および Instagram)でも行うことを想定している。神戸市による情報発信に際し、受託者は、神戸市への助言を行うこととする。

る。

(3) 成果物の作成

- ・イベント終了後、当日写真や効果測定をまとめた報告書を作成し、2022年3月31日までに提出すること。
- ・報告書には、参加者のアンケートを含めること。なお、アンケート項目の作成にあたっては神戸市と協議の上決定する。

6. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

7. その他の留意点

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 著作権の帰属

ア この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

イ 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は発注者である神戸市に無償で譲渡するものとする。

ウ 受託者は、神戸市の事前の回答を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

8. 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 新型コロナウイルス感染拡大状況により、無観客での開催となる場合がある。この場合、詳細については神戸市と協議の上で開催とする。

(2) 感染防止については、開催日における「地域活動についての感染症拡大防止対策(神戸市)」および開催地となる東京都の「イベント開催時の必要な感染防止策」を遵守すること。